

寺泊における鱈漁の変遷とその漁業形態

佐藤 康行

はじめに

日本海を代表する漁業の一つに鱈たらがある。鱈は日本海のうち主に能登半島から下北半島にかけてみられるが、新潟県においてもこれまで鱈は盛んにおこなわれてきた。かつて新潟県の沿岸一帯には鱈に株があつて、鱈をめぐつて様々な紛争が発生してきた。しかしながら鱈については、近世から近代にかけての変遷、鱈の漁業組織をはじめ操業範囲や地域間の取決めなど、これまで必ずしも明らかにされてきたとはいえない面が少なくない。寺泊は新潟県の中越地方の沿岸の中で、漁業の中心の一つを成している。そこで、本稿においては、寺泊における鱈の変遷について概観するとともに、その漁業形態について明らかにしてみたいと思う。なお、『寺泊の歴史』の史料には鱈を捕つてきたと記載されて

いるが、著者の青柳清作氏はこの鱈がはたして真鱈かどうか分らない旨が述べられている。聞き取りでは、寺泊においては鱈をおこなつてきたことがわかっているが、ここでは便宜上鱈と総称しておきたい。漁法については、これまで明らかにされてきているので、ここでは取り扱わないことにする。

二 近世における鱈

漁業は明治以降においても、原則的には近世の慣行を維持したことから、近代の漁業を知る上で近世の漁業慣行を把握しておくことがきわめて重要である。そこで、まず、近世の鱈の経緯について簡単にみておくことから始めたい。

元治元年（一八六四）の「越後土産」を見ると、寺泊は鱈があげられており、鱈が当時は特産として知られて

いたことがわかる。ちなみに出雲崎は師である。寛政八年（一七九六）の不漁のさい、米の拝借を願った文書があるが、それを見ると、寺泊町には大船五二艘、小船二二艘あり、ナヤモトが七四軒、乗組員が三九〇人、その家族が約二〇〇〇人いることが記されている。ナヤモトは鱈漁師と三半漁師、渚漁師・磯見漁師全部を含めた数であろう（これらの漁師の区分については後述する）。また、多くの廻船が出入りしていた。ここでは廻船については触れるだけにとどめざるをえないが、いずれにせよ寺泊町が漁師町として大きな規模を誇っていたのである。ところで、寺泊には、鱈漁に関する訴訟関係の近世文書が保存されている。この史料から、近世における鱈漁の変遷の概略を見てみたい。

管見では、享保十年（一七二五）に間瀬村の漁師が鱈場を侵犯した件に関する文書があるが、これが寺泊に存する鱈漁に関する最も古い史料の一つであろうと思われる。この文書には、寺泊の鱈漁には株が一二あること、漁場が角田から新潟沖までであることが記されている。

文政四年（一八二二）には、寺泊の鱈漁師が五ヶ浜の漁師を訴えている。この時には、鱈魚漁師という呼称も見

られる。ところで、この時内済した文書には、自分たちの権利の根拠として、鱈漁を元和年間からおこなってきたこと、それから鱈七〇本と風味鱈三本ずつ毎年御献上していることがあげられている。大久保長安が石見の国から佐渡に鱈延縄漁師を連れてきたのが慶長年間といわれていることから、その漁法が寺泊まで伝えられたものと解することができ¹⁴⁾。出雲崎の鱈漁師との紛争に伴う文政十年（一八二七）の文書では、漁場が出雲崎から新潟沖までと記載されており、違いがみられる。また同書には、源蔵の先祖三郎兵衛が元和年間以来干鱈を献上してきたこと、領主が変わっても引き続き鱈場の一二株はそのまま認められてきたこと、五ヶ浜の四人が文化十四年（一八一七）から寺泊の鱈場を侵犯していること、しかし五ヶ浜は漁業以外にすることがないため鱈場二株を貸すことにしたなどが記されている。なお、この時の呼称は鱈漁師になっている。そのほか鱈漁以外にも紛争は起こっているが、ここでは省略することにする。

管見では、近世の文書には鱈漁師という名称のほかに磯見漁師がでてくる。このほか、明治九年の文書には、鱈場に立ち入った「三半漁渡世」の漁師の詫状が見られ

ること、また明治十一年には磯漁について近隣の町村の「渚漁営業惣代」が取決めをしていることから、近代初期には三半漁師と渚漁師の存在を確認することができ。一方、漁船の分類について見てみると、明治四年の時点であるが、九人乗の五反帆ごたふの船が一二艘と九人乗の四反帆が一二艘、七人乗の四反帆が一四艘と一〇艘の二グループ、七人乗と六人乗の三反帆が各々一艘、それに三人と二人乗の丸木が各々三三艘と一三艘、一人乗の丸木が四八艘あること、一人乗の丸木は磯漁に従事していることが記されている。⁶⁵⁾このうち四反帆と三反帆の船がサンバにあたるものと思われる。船の所有者も記載されていることからさらに詳細に見ると、鱈漁師は五反帆に乗っており、このうち七人乗の四反帆も、一〇人が持っていること、一人はさらに三人乗の丸木も持っていること、九人乗の四反帆も持っている人の中で一人だけが七人乗の四反帆一艘と三人乗の丸木を一艘持っていること、三反帆を持つている二人のうち一人が二人乗の丸木を一艘持つていることが知られる。そのほかは屋号が同じ人はいない。漁船を分類すると、五反帆とサンバさんぱ（四反帆と三反帆）、それに丸木の三つに分類できる（五反帆は八挺はちたぎ

櫓りゅうともいい、八人が櫓を漕ぎ、そのほか船頭がトモトリに乗っていた。同じ屋号が全部同一の家とは限らないが、漁船の所有状況を見ると、サンバを持つている人が夏漁に丸木を用い、冬漁にサンバを用いているとはいえないことが知られる。このようにみえてみると、漁船はおよそ四つに分類されるだろう。つまり、鱈漁師は五反帆と七人乗の四反帆の船に乗り、三半漁師は四反帆と三反帆の船に乗り、渚漁師は二人乗と三人乗の丸木に乗り、磯見漁師は一人乗の丸木に乗っていたと考えられる。以上のことから、近世後期においては、漁師は鱈漁師と三半漁師、渚漁師、磯見漁師の四つに区分されていたとみて間違いはないだろう。従来、寺泊においても出雲崎と同様に、近代においては漁場に応じて鱈場漁師、沖漁師、磯見漁師の三つに分類されていたと考えられてきたが、⁶⁶⁾近世においては四つに分類されていたと考えられる。しかも、こうした区別が漁場に応じておこなわれていたことが注目される。つまり、鱈漁師は鱈の権利を持っていたのではなく、鱈場の権利を持っていたのであり、鱈場で捕れる鱈たぐやイカなども独占的に捕っていたのである。こうした漁場に沿って漁師を区分することは、寺泊から新

潟よりの間瀬や五ヶ浜、角田浜などでは見られなかったし、また西頸城郡の能生小泊などの村では、村が鱈場の権利を持つていたことから、寺泊など三島郡と刈羽郡に特徴的であることが知られるのである。

以上、近世における鱈漁について概観してきた。簡単に整理をしておきたい。まず第一に、漁場に合わせて漁師が区分され、鱈場は鱈漁師の一二軒にのみ株があつて独占されていたのである。元治元年（一八六四）の年貢割付帳には、漁業関係では鱈代定納として鱈七〇本、勅鯖代定納として勅鯖一〇〇勅などが記されている。これらが年貢として献上されていることは、鱈漁師が鱈と鯖を独占してきたことをものがたつていと思われるが、はたして鯖も独占してきたのであろうか、この点は再考する必要がある。ほかの魚や船に関しては年貢が課されていないが、沖の口運上は嘉永四年（一八五二）から納めているとされている。近世後期においては、多くの藩においても船や魚などに年貢が課されるようになり、何に年貢が課されているかは漁師の生活において無視しえない事柄である。その点において、寺泊では鱈漁師のみに年貢が課されており、他の漁師には年貢が課されてい

ない点を押えておきたい。第二に、鱈漁をめぐる近世中期から近隣の村々と紛争が絶えず、鱈漁には株が設けられていたことがあげられる。つまり、どの村でも、また誰でも鱈漁をおこなうことができたわけではなかったのである。しかも、こうした紛争において、寺泊の鱈漁師は鱈を献上してきたことを、自分たちの権利の根拠にあげている。寺泊は元和年間から鱈漁をしていたが、紛争の処理に伴う熟談内済によつて、五ヶ浜は文政四年（一八二二）に、間瀬は文政十二年（一八二九）にそれぞれ鱈漁が認められている。第三に、そうした鱈漁に伴う紛争を通して、鱈場が狭くなつていった状況がみられる。文政十年（一八二七）の内済文書には出雲崎沖から新潟沖までの間で操業していたと記載されているが、出雲崎や間瀬、五ヶ浜との紛争を通して、寺泊の鱈漁師の鱈場が寺泊沖に限られていく事情がみられる。第四に、鱈漁の株の性格に関しては、五ヶ浜などでは鱈漁のみでなく鯖漁などの権利もナヤモトが持つていたが、寺泊においては鱈場（鱈漁ではない）の権利のみであった。さらに寺泊では鱈場のナヤモトは全員荒町に居住していた点で、三島郡や刈羽郡の中でも出雲崎など他の町村とは

異なっている。こうした相違は、漁村あるいは漁師町の様態の相違を踏まえて理解する必要があるだろう。それから、第五に、西頸城郡の浦本村（現在の糸魚川市浦本地区）では鱈を刺網で捕っていたし、角田浜では手繰網で捕っていたが、寺泊など三島郡や刈羽郡では鱈漁の漁法が延縄に限られたことがあげられる。

三 近代における鱈漁

明治に入ってから、鱈場を侵犯する事件は絶えなかった。明治政府は明治八年に海面公害宣言をしたわけであるが、出雲崎では三半漁師が鱈漁師を訴える事件がおこっている。それに対して、寺泊では、明治八年に三半漁師が寺泊の鱈場侵犯の件で詫び状を入れている。海面公有は翌年には撤回されて、府県ごとに取締規則が作られて、近世以来の旧慣が維持されることになる。つまり、先に見てきたように、明治以降も鱈漁は一二株のみに権利が限られ、漁法も延縄のみが確認されていくのである。明治十年には、寺泊の「鱈漁稼」の仲間で取決めをおこなっている。近世にはすでに仲間どうしで取決めをお

こなってきたものと思われるが、文書として残されていないことから、おそらく文書に鱈漁師の取決めが記されているものはこれが初めてであろう。この文書は鱈漁師だけで取り決めたものであるが、近代に入ってから自分たちのことを「鱈漁稼」と呼んでいたことに気がつく（当時の公式文書である漁業申請には鱈漁営業人と表記されている）。ともかく、ここでは、鱈漁の方法が延縄漁に限ること、一二株のうち一株が名代を変えることなどが取り決められている。その翌年の十一年には石地・尼瀬・出雲崎・寺泊・間瀬のあいだで、また寺泊・間瀬・五ヶ浜のあいだで鱈漁師がそれぞれ取決めを結んでいる。この時は境界の確定と訴訟問題が生じた時の負担について取り決めてある。取決めの具体的内容については資料編に譲らざるをえないが、ここでは漁場の境や操業の方法や期間などに関して、町村を超えて取り決めていく点に注目したい。

明治政府は、明治十九年に漁業組合準則を發布した。寺泊は近世以来出雲崎から新潟沖までのあいだで沖漁に操業していたことは前述したが、椎谷、出雲崎から野積までの八ヶ浦で明治十九年に豊の浦漁業組合を結成した。

と同時に、野積・間瀬・五ヶ浜から新潟の関屋までの一ヶ浦で、その翌年の明治二十年に浦浜漁業組合を結成した。これは漁業許可を得るために結成したものであるが、豊の浦漁業組合の方では鱈魚については何ら取り決められていない（翌年再編された豊の浦漁業組合には鱈魚の株数などについて明記されている）。一方、浦浜漁業組合の方では、鱈の株数の確認のほかに漁法上の制限、そのほか共同の漁場が確認されている。間瀬が一四艘、五ヶ浜が一〇艘となっており、この株数は近世に確認された数とは異なっているが、明治に入って新たに漁業許可の申請をするさいに新たに届けた家があったこと、またそれを寺泊町とは異なつて、村がそれぞれ認めたことをものがたっている。組合とは別個に、漁種ごとに地区を超えて取り決めがおこなわれているが、鱈魚についても同様である。取り決められた内容をみると、豊の浦漁業組合では小鯛夜繰（夜繰）漁などが取り決められている点に、浦浜漁業組合では蜻漁などが取り決められている点にそれぞれ地域の漁業の特徴が見られる。なお、角田浜に保存されている天保四年（一八三三）の村明細帳には鱈の手繰網をしていることが記載されている。さらに、明

治二十七年以降の漁業調には、地引網と尋常漁業のほかに鱈の手繰網が見られる。このような事情を考えると、近世以来鱈漁をしている角田浜がなぜ浦浜漁業組合の取決めには載っていないのか、それは漁法が違つたためなのかといった疑問が生じてくる。この点については今後あらためて追求したい。

出雲崎では鱈場が沖鱈場、中鱈場二カ所、上り鱈場に分かれており、そのうち沖鱈場は石地、柏崎と入会であり、上り鱈場は漁業権が設定されていなかった。中鱈場は上組鱈場と下組鱈場に分かれており、漁業を交代したり、先延・後延の規則などがあつた。寺泊では鱈魚の規則はどのようになつていたかという点、こうした規則は五十嵐與作氏によると次のようになっていた。たとえば、鱈魚の一二艘のうち六艘だけが一斉に並んで操業に出る。その翌日には、カミからシモに一つずつずれながら、一番シモの船に代わつて、それまで休んでいた船が一艘新たに加わつて六艘で出漁するのである。こうして毎日順繰りに一艘ずつ交代し、なおかつ漁場も交代しながら平等を図つていたのである。シモは海底電線が通つていて縄が絡むことがあることから、カミの方が条件がよかつ

た。戦後になっても、こうした操業の方法は基本的には同じであった。

明治二十七年には寺泊の漁師が一堂に集まって寺泊町漁業者規約を作っている。規約をみると、小泊組が大船と小船、磯見に分けられ、新田組が大船と磯見に分かれ、荒町が荒町鱈場組という具合に漁師が区分されている。このように、明治に入ってから鱈漁は株を持つていた人に限られていたし、それは近世以来の漁場と漁師の区分に基づいていたことが知られる。しかし、新たにできた新田地区が加わっている点が相違している。また、小泊組が大船組と小泊組とに分かれているが、この区分はそれぞれ近世以来の四反帆もしくは三反帆に乗っていた三半漁師と二人乗あるいは三人乗の丸木船の渚漁師それぞれあたるものと考えられる。この小泊組の構成から、近世の区別が近代に入ってもそのまま継承されていることが知られるのである。

鱈など回遊性の魚が不漁である原因について、明治三十七年に郡役所から寺泊漁業組合に寄せられた紹介状がある。明治の後期にはすでに鱈を始め回遊性の魚が不漁になっている様子が窺える。鱈漁は大正末頃にはやめる

人が増えて、なかには夜逃げする人もいたという。大正の初めには鱈船は八艘に減っていた。鱈漁がこの頃には必ずしも芳しくなくなっていたのである。昭和に入つて取り決めた規約には、株を貸与するさいに仲間の承認を得ることなどがみられるが、鱈漁の不漁に伴つて鱈場の株が次第に貸与されていったものと考えられる。また、明治三十二年には、磯見漁師が不漁を理由に沖漁ができるように請求を求め、結局、渚漁師と磯見漁師双方が互いに兼業できるようになったことも注目されてよいだろう。しかし、だからといって両者の区別がなくなつたわけではなく、それまではどちらかの仲間にしかなれなかつたのに対して、新たに届ければどちらの仲間にも加わることもできるようになったのである。

明治三十五年に公布されたいわゆる明治漁業法に伴つて、寺泊でも明治三十七年に寺泊漁業組合が作られている。組合が作られて以降の区分について、漁業組合日誌から窺い知ると、寺泊組と磯見組、新田組、鱈場組のほかに、明治三十四年に野積村と山田村が寺泊町に編入されたことよつて、野積組と山田組の二組が新たに設けられている。区分からすると、寺泊組は三半漁師を含む

渚漁師を指しているように思われる。こうした分類を組合以前の状態で比べると、従来の漁場による区分のほかに、新たに地域による組を作っていることが知られる。

しかし、近代の再編を通して、鱈場の権利は荒町組だけに限られており、鱈場を除いて再編がすすんだといえるだろう。なお、漁業組合日誌には鱈場組となっていることから、近世時代の鱈漁師という呼称が明治に入ってから鱈場組ないし鱈場漁師と変わったことに注目しておきたい。

以上から、近代における鱈漁の事情について整理しておこう。近代に入ってから近世の慣行が維持されたこととは前述したが、それは鱈漁についてみると、三島郡から刈羽郡にかけての漁村においては、鱈漁は近世に鱈の株を所持していた人へのみ専用漁業権が認められたのである。この点がまず第一にあげられる。漁師の区分は、近世とは異なって、明治中期頃に三半漁師の呼称は使われなくなり、渚漁師に含まれたと推察される。そうして漁師は鱈場漁師と渚漁師、磯見漁師の三つに再編され、呼称も変わっていったものと考えられる。こうした漁師と漁場の区分を維持することによって、鱈漁の株は維持

されたといえるだろう。なお、鱈場漁師を除いて、明治三十三年に渚漁師と磯見漁師は互いに双方の漁場で兼業してもよいことになり、実質的には渚漁師と磯見漁師とが固定されることがなくなったのである。第二に、寺泊町においては、近代に入ってから初めて鱈漁師と渚漁師、磯見漁師が一堂に会して取決めを行なっていること、さらにそれを踏まえて、寺泊漁業組合が結成されていくことがあげられる。そして、寺泊を含三島郡や刈羽郡などでは、町や村を超える連合（取決め）がみられたのは、明治八年の漁業取締規則の施行に伴って以降である。近代に入ってから以降、町村を超える連合が漁師たちに現れたわけであるが、すべての漁師を包括する漁業組合を作る一方で、漁種ごとに漁師が取決めをおこなっていることにも注目しなければならないだろう。つまり、近世においては町内や町外の漁師間の紛争のほとんどは役所に訴えて解決が図られてきたのに対して（幕府が内済を奨励したことから、実際には話し合いで解決が図られることが多かった）、近代以降は取決めを自分たちで結んだことから、自分たちで紛争を解決していこうとした点が見られる。この点は近世には見られなかった側面といえるだろう。

第三に、鱒を始め回遊魚の不漁が顕著になつてきたのに伴つて、鱒漁師が次第に減つていったのと共に、また鱒の価値も減少していったのである。そのほか、鱒漁には直接関係しないことであるが、明治の後期から定置網が導入されたことも近代の漁業を考える上で重要である。

それと、大正十一年に大河津分水の通水が完成されたことがあげられる。それに伴つて浮魚の鯛や磯漁などができなくなつた一方で、鮭の定置網が始められたのである。さらに、鮭の養殖と放流に伴つて、大河津分水で鮭漁をするようになったこともあげられる。これらは、鱒漁の価値を減少させることにつながつたことは言うまでもなく、近代の漁業の変化を考える上で注目される。大正から発動機船が底曳網をおこない、それに伴つて寺泊などの地元漁民と発動機船との紛争が始まり、この紛争は戦後まで引き継がれていくのである。

四 戦後の鱒漁

現在では、寺泊の漁師は小泊組と新田組が漁方組と磯見組にそれぞれ分かれていたほか、野積組と山田組、淡水組に分かれている。明治十年に渚漁や鱒業に関する海

面漁業の拝借に伴う取決めに「漁方物代」という呼称が見られるし、天保十四年（一八四三）には、磯見と「漁方」とが蛸漁をめぐつて取り決めをしており、その文書の中に「漁方」の呼称が見られる。これらのことから、漁方という呼称は近世後期にはすでに沖漁師を指して用いられていたと考えられる。いずれにせよ、鱒漁師は消滅したが、現在の区分は近世後期以降多少の変更はあるものの、ほぼそのまま継承されてきたものであることが知られる。

ところで、近世以来代々鱒場の株を有してきた漁家のうち、現在寺泊に居住している家は五十嵐與作氏の家一軒のみである。屋号を作十郎というが、保存されている史料の中で作十郎の名前が記録に見られるのは、おそらく文政四年の文書以降である。文政四年の文書には作十郎と作兵衛の両方がみられるが、その後の文政十年の文書には作兵衛だけがみられる。鱒漁師が名前を連署する順序は決まっていたとみえて、連署する順序が年代によって変わることはない。したがつて、作兵衛は作十郎と同一の家であると考えられる。

そこで、作十郎家を事例にとつて、戦後の鱒漁の事情

について見ていくことにしたい。作十郎家は、越中のイワセから寺泊に船でやってきて、五十嵐家（大肝煎の家）にワラジを脱いだと伝えられている。初代の人が金を持ってきたので船を作って分家し、漁業に従事した。分家してからイワセサクジウロウと名乗ったという。現在七代目であり、鱈漁に関しては六代目の奥作氏（大正七年生）からの聞き取りによっている。

奥作氏は海軍に七年間いた。終戦で戻ってきてから、昭和二十二年に焼玉エンジンの船を日本造船に委託して作った。その船で鱈や鯖の延縄をおこなったという。

昭和二十四年の漁業法の制定に伴って、農林省は鱈場の株を買い取ったわけであるが、当時は八人しか操業していなかった。二人分を八人で分けている。この時、作十郎家を除いて他の人は借りた株で操業していた。奥作氏は二株持っていたので二八万円もらって、そのお金で鱈場用の網を買った。鱈はこの頃には以前にもまして捕れなくなっていたのである。というのは、底曳船によって鱈が捕れなくなったばかりでなく、鱈の延縄が切られる事件が相次いだのである。昭和三十年頃に荒町には六三名いた組合員が、この頃からやめ始めている。

ところで、奥作氏は昭和三十五年から八操網を始めたが、赤字続きですぐにやめた。その後、小さい船で甘鯛や平目の延縄を数年おこなったが、これもまた数年後にやめた。それ以降は、代わりも伴って釣り船をして、ここにいたっている。

戦後の鱈漁はすでに一時の盛況はなかったが、鱈場の株が放棄されるまでは、それでも五艘ぐらいの船がおなっていた。しかし、作十郎家を除いて、もはや株を所持していた家はなく、借株をして従事していたのである（昭和初期で一株一〇円）。戦後は権利を放棄してから一般の漁業と何ら変わらなくなったし、さらに鱈の需要が変化であった。また、船の動力化に伴って従来ならば操業が困難であった鱈などの冬の漁に、多くの人が従事することができるようになり、鱈漁を取り巻く状況がこれまでとは著しく変わったのである。現在は漁勝丸と鬼木丸の二艘が、鱈の延縄漁をおこなっている。

五 鱈漁の漁業組織

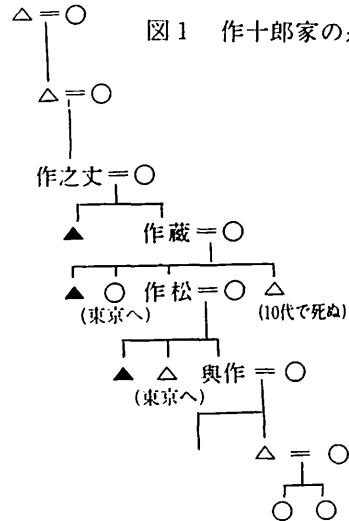
奥作氏は鱈漁を八挺櫓の大船と小さい船の二艘でおこなっていた。二艘でおこなった理由は、鱈場の株を当時

二つ持っていたからである。八挺櫓のことを「五反帆」ともいった。八挺櫓には八人が櫓を漕ぎ、そのほかトモトりに船頭がいた。

鱈漁は寺泊の中では荒町の漁師だけがおこなってきたものであるが、カコも荒町に住んでいた。前述したように、こうした居住が一つの町に限られていたのは注目に値する。荒町には十二神社があつて、時化の時などには十二神社の「十二社大神海上安全」と書かれた旗を竹に刺してオカで振つて合図した。荒町の鱈場漁師が地区の十二神社に信仰をよせていた様子が窺われる。

與作氏の船に乗っていたカコを整理してみると、親戚の者と体力があつて手先が器用なので頼んで乗ってもらつた者、その反対に頼まれて乗せている者、親の代から続いて子供が乗っている者の四つに分けることができるだろう。親戚の者は、身内の者をあいだに立てて頼んでくるが多かつた。頼んで乗ってもらつた者は、手先の器用な人で、一方頼まれて乗せている人は、近くの家でカコにしないと生活できない者である。また、カコが逃げられないように（他のナヤモトのカコにならないように）カコと親戚付き合ひをしたという。カコは一年契

図1 作十郎家の系譜



(注) △が男性、○が女性。
▲がモライゴ。
(資料) 聞き取り

約であつたが、毎年同じナヤモトの船に乗ることが多かつた。正月の十一日にはカコを呼んで芸者をあげて振る舞いをし、カコに祝儀を出した。また、カコが前借りをすることもあつた。

ところで、かつてはどの漁家の家でも、労働力不足を

補うために子供をサイから貰っていた。鱈漁の船に乗るモライゴを特にタラバオジと称したといわれている。與作氏は兄弟が少なかったためであるといっているが、與作氏の代を含めてその前の三世代ともモライゴが一人ずついた(図1)。作十郎家の場合、モライゴはいずれの世代とも分水町から貰っている。作十郎家の場合、モライゴは大きくなれば分家に出したが、分与するものはほとんどなく、家を建てるのに補助するくらいであったという。分家してからはしばらく乗ることもあったが、ただいに乗らなくなったという。区長は「年行司」といったが、「年行司」は「オカの人」に任せて、ナヤモトがすることはなかった。しかし、「年行司渡し」はナヤモトの家を宿にしておこなった。

船が機械化してからは大船にテンマ船を二艘乗せて行き、沖に出てからテンマ船で延縄をおこなった。

分け前は餌や油代をまず天引きし、船前は三人前として計算し、残りを頭割りにした。したがって、船主は四人前を取った。そのほか、船頭が三分、機関士が二分それぞれ余分にもらった。こうした配分の仕方は、地引網や定置網などの漁とほぼ同一であったといえる。

このように戦前から戦後にかけてのナヤモト・カコ関係のみてみると、ナヤモトがカコに対して経済的に強力な保護を与えていたのではないこと、つまり、すでにナヤモト自体に経済力があまりなくなっていたことが知られるのである。カコが他のナヤモトに逃げられないように、親戚付き合いをしていることを想起されたい。近世や明治の頃のナヤモト・カコ関係について知ることができなかつたが、明治の頃にはすでに株を譲る人が出てきているし、また鱈が不漁になつていくことから、ナヤモトが経済的にもそれほど力を持つていなかつたのではないかと考えられる。しかし、作十郎家の場合、明治の時には多くの田や山林をもつていたことを考えると、やはりナヤモトは船を作るだけの資産を持つていたことから、少なくとも上層の階層でなければ勤まらなかつたのではないだろうか。それから、作十郎家は越中のイワセから近世後期に移住してきた家であり、ナヤモトが必ずしも旧家ではないことに注目しておきたい。

(付記) 資料の収集にあたっては、五十嵐與作氏の御協力を得た。また、指田清氏には鱈漁に同乗させていた

だいた。新潟大学教授上田将氏には本稿に対してコメントをいただいた。これらの方々に厚くお礼申しあげたい。なお、史料の出典については、紙幅の関係上掲載できなかったので、「寺泊町史」資料編3 近・現代、一九八九、を参照されたい。

- (1) 新潟県教育委員会「寺泊・出雲崎」(新潟県文化財調査年報一六、一九七七)は新潟県水産試験場に保存されている「新潟県漁業誌」を用いて、鱈の延縄漁を解説している。しかし参照する過程で小又縄の「はな縄」を「与縄」と誤読している。
- (2) 近世の寺泊漁業の研究には山田宏「近世における寺泊漁業の沿革」(「寺泊町史研究」第二号、一九八六)がある。
- (3) 青柳清作「寺泊の歴史」、歴史図書社、復刻版、昭和五十四年、三四四―三四五ページ。
- (4) 青柳清作「寺泊の歴史」には、大久保長安が佐渡に来る折り、寺泊に逗留したさいに鱈を食し、江戸表に献上することを進言したという文書が保存されている(同書、三四一―三四三)。
- (5) 青柳清作「寺泊の歴史」、四二二―四二四ページ。

(6) 桜田勝徳「越後の鱈場漁村の其の漁業権」『桜田勝徳著作集 第二巻』、名著出版、三七八―三七九ページ。

(7) 『能生町史』上巻、昭和六十一年、四五九ページ。

(8) (9) 亀井功・佐藤和男「角田浜の歴史」巻町双書、

昭和五十九年、一二四ページ。

(10) 桜田勝徳「越後の鱈場漁村と其の漁業権」『同』

三九〇―三九四ページ。なお、鱈場の研究にはこのほ

かに、佐藤吉太郎「出雲崎の漁業大要」『高志路』、

一〇四号、一九四三、新潟県教育委員会「寺泊・出雲

崎」、竹内利美「タラ場の村」(「みちのくのむら」

東北大学開放講座一九八三)、赤羽正春「タラ漁業の

展開と二枚棚漁船の導入」(「海と民具」日本民具学

会編、雄山閣、一九八七)などがある。